

# 改正行政不服審査法の概要

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法案の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直し

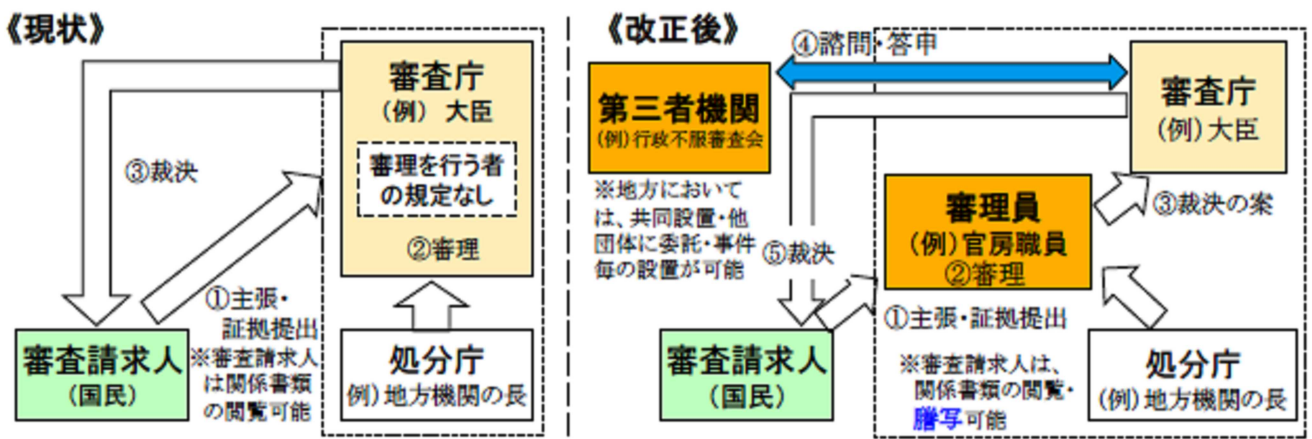


## 【主な改正点】

### ○ 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関審査庁の判断をチェック

➡ 障害支援区分、支給要否決定に係る処分についての審査請求は、障害者総合支援法で規定されているため、従来どおり条例で設置された審査会で審議される。



### ○ 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上

### ○ 審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3ヶ月に延長（現行60日）

など

- ・ 不服申立前置（不節申立てを経なければ出訴できないとする定め）の見直し（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

➡ 障害者総合支援法においては現行どおり（法第105条）

【施行日】 平成28年4月1日